



# あんしん就業不能保障保険 [無配当]

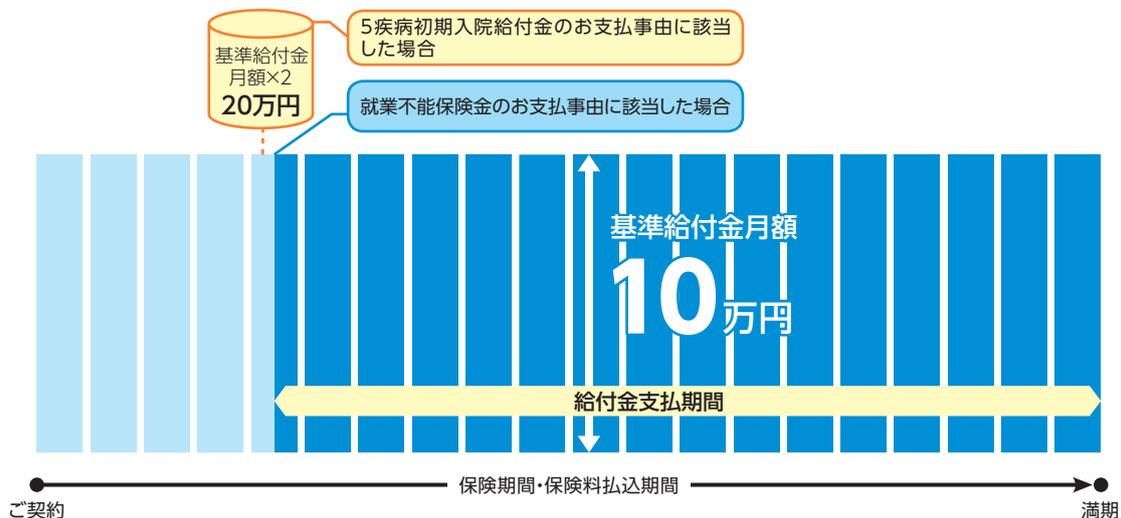
就業不能保障保険 (無解約返戻金型)

## 主な特長

- **就業不能の保障として、毎月の給付金を一定期間お受け取りいただけます。**  
・保険金請求時にお申し出いただくことにより、保険金の一時支払を選択することもできます。
- **喫煙状況・体格 (BMI)・血圧値が所定の基準を満たす場合、割安な保険料率を適用できます。**
- **特定疾病で所定の治療を受けた場合、将来の保険料のお払込みを不要にできます。**  
・就業不能となった場合、将来の保険料のお払込みは不要です。また、悪性新生物と初めて診断確定された場合や、心疾患・脳血管疾患で所定の手術または継続20日以上入院治療を受けた場合、将来の保険料のお払込みを不要にできます。(特定疾病保険料払込免除特則)

## 商品の仕組み

(保険契約の型 Ⅲ型、基準給付金月額 10万円、給付金支払期間 保険期間満了日までの場合)



お客様のニーズにあわせて、3つの型(プラン)から保障範囲をお選びいただけます。

(○:お支払いの対象、-:お支払いの対象外)

保険契約の型(プラン)	保険金・給付金の種類		就業不能保障金の対象とする状態		
	就業不能保障金	5疾病初期入院給付金	所定の障害状態	介護が必要な所定の状態	5疾病による入院・在宅療養状態
I型(障害・介護保障プラン)	○	-	○	○	-
II型(5疾病保障プラン)	○	○	-	-	○
III型(5疾病・障害・介護保障プラン)	○	○	○	○	○

(注)5疾病とは、悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全をいいます。

## 主なお取扱い

(お取扱範囲はご契約内容等によって異なります。)

ご契約年齢	15歳～70歳	解約返戻金	保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
保険期間	10年～50年かつ満了時年齢40歳～80歳 (ご契約の更新はありません。)	契約者配当	ありません。
		基準給付金月額	5万円～100万円 給付金月額の限度は給付金支払期間等によって異なります。
保険料払込期間	全期払/短期払	最低支払保証期間	2年、5年
給付金支払期間	2年、5年、保険期間の満了日まで		

(注) 給付金支払期間が2年の場合は、最低支払保証期間も2年となります。

## 保障の概要

特約・特約はご契約に付加した場合のみ対象となります。

	保障の種類	お支払いする場合(お支払事由)	お支払額など
主契約	就業不能保険金	選択された保険契約の型に応じた就業不能保険金のお支払事由(※1)に該当したとき	いずれかを選択いただけます。 ①月払給付 基準給付金月額 給付金支払期間満了日まで毎月お支払いします。 ②一時支払 お支払事由に該当した時点の保険金額をお支払いします。
	5疾病初期入院給付金	5疾病(※2)で入院したとき	基準給付金月額 × 2 (注)お支払いの限度は保険期間を通じて1回のみ
特約	特定疾病保険料払込免除特約	悪性新生物と初めて診断確定された場合や、心疾患・脳血管疾患で手術または継続20日以上入院治療を受けたとき	将来の保険料のお払込みは不要
特約	指定代理請求特約	被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の代理請求を行うことができます。	

(※1) 保険契約の型(I型～Ⅲ型)に応じた保険金のお支払事由は次のとおりです。(○:お支払いの対象、-:お支払いの対象外)

対象となる状態	保険金のお支払事由	I型	II型	III型
障害状態	①国民年金法の障害等級1～2級と認定されたとき (注)精神の障害を原因として2級に該当した場合を除きます。	○	-	○
	②身体障害者福祉法の障害級別1～3級までの身体障害者手帳の交付があったとき	○	-	○
	③所定の特定生活障害状態に該当したとき	○	-	○
介護が必要な状態	①公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき	○	-	○
	②所定の要介護状態が180日を超えて継続したと診断されたとき	○	-	○
5疾病による入院・在宅療養状態	5疾病(※2)による所定の入院・在宅療養状態が60日を超えて継続したと診断されたとき	-	○	○

(※2) 5疾病とは、悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全をいいます。

## ご注意事項

- ・この保険には、悪性新生物に関して90日の不担保期間があります。(保険契約の型がI型で特定疾病保険料払込免除特約を付加しない場合を除きます。)
- ・保険金を月払給付する場合、お支払事由に該当した日から保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たないときは、最低支払保証期間を通じて毎月給付金をお支払いします。
- ・保険金の受取総額は、お受取方法やお支払事由に該当した時期等によって異なります。
- ・特定生活障害状態とは、国民年金法の障害等級1～2級相当の身体機能の障害、1級相当の精神障害その他所定の病状で、回復の見込みがない所定の状態をいいます。
- ・要介護状態とは、常時寝たきりまたは器質性認知症により、約款所定の条件を満たす介護が必要な状態をいいます。
- ・在宅療養とは、医師の指示により業務に従事せず、自宅等において治療に専念していることをいいます。
- ・国民年金法・身体障害者福祉法・公的介護保険制度・公的医療保険制度等の改正や医療技術・医療環境の変化により、保険金のお支払事由または保険料払込みの免除事由を変更することがあります。
- ・被保険者の年齢・ご職業・他の保険のご加入金額等によっては、保険金額の上限までご加入いただけないことがあります。

- ・この資料は、商品パンフレット、「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」の補助資料であり、お支払事由や制限事項等のすべてを記載したものではありません。
- ・あんしん就業不能保障保険のご検討およびご契約の際には、商品パンフレット、「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- ・お客様向けサービスの内容については、「各種サービスのご案内」等をご参照ください。

<取扱者・代理店>

## 東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005  
<https://www.tmn-anshin.co.jp/>



<生命保険についてのご相談・お問い合わせは>

あんしん生命 カスタマーセンター

0120-016-234

受付時間 平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)